

2026 年度 一般入試① 問題 (社会)



問題 次の文章をよく読んで、あとの問いに答えなさい。

《資料1》『円満山少菩提寺四至封疆之絵図』(一部)



(菩提寺まちづくり協議会のウェブサイトより)

みなさんは、小学校の社会の授業で日本の歴史を学習してきたと思います。過去に実際に起こった出来事を「史実」と呼びますが、みなさんは、これまで実に多くの「史実」を学習してきたことでしょう。でも、「どうして昔のことが、こんなに正確にわかるのか」、あるいは「この出来事は本当に起きたことなのか」など疑問に思ったことはありませんか。

例えば、教科書には「604年に聖徳太子(厩戸王)が①十七条の憲法を定めた」という「史実」が書かれています。よく考えると、1400年以上も前に起きた出来事を私たちが「史実」として知っているのは、何だか不思議な気がします。「十七条の憲法の制定」が「史実」とされる理由は、②8世紀に成立した『日本書紀』という歴史書に、十七条の憲法の全文や聖徳太子の③政治の様子が描かれており、その内容や当時の状況から「実際に起こったこと」と考えても問題ない、と多くの研究者が判断しているためです。このように、研究者が「史実」を研究するときに用いる過去に関するさまざまな記録(当時の④書類、手紙、文獻など)やものを「史料」と呼びます。教科書にも、さまざまな史料が載っていたはずですが。

では、歴史書などの史料に記録されていることは、すべて「史実」なのでしょうか。例えば、『日本書紀』には、国の成り立ちに関する神話や「聖徳太子は未来を予知する能力があった」といった記述も書かれていますが、こうした内容は一般的に考えれば「史実」でないと十分に判断できるのではないのでしょうか。歴史書などの史料に記録されているからといって、単純にすべてを「史実」として認めていいわけではないのです。

多くの史料は、人の手によって残された記録ですので、実際に起きた出来事だけではなく、「⑤嘘」や「勘違い」が含まれていて当然です。生まれた時から一度も「嘘」を言ったことがない、あるいは「勘違い」したことがないと言い切れる人間はまずいないでしょう。ですから、どのような意図かはともかく、「嘘」をそのまま文書に書き残したり、自分自身の「勘違い」に気付かないまま記録に残したりする可能性は十分にあります。このように「嘘」を含んだ「史料」は、古代から現代にいたるまで実に数多く存在しています。そして、そうした史料のなかには、意図的に「嘘」を書いているものもあるのです。例えば、⑥江戸時代では、多くの寺院や神社で、自分たちの寺社を立派に見せるため、歴史上の有名人物との「嘘」の関わりを書いた文書が作られました。また、村と村の間で⑦土地をめぐる争いが生じたときには、それぞれの村が自身に有利な証拠とするために、「史実」をでっち上げた文書が作られることもたびたびありました。このような⑧「嘘」を交えて作成された文書を一般的に「偽文書」と呼びます。《資料1》の絵図もその一例と言われています。

こうして考えると、何を「史実」とするのか、どのように史料を読むべきなのかは、なかなか難しい問題であることがわかります。では、神話や伝説が書かれた歴史書や、ありもしないことをでっち上げた偽文書などは、正確な事実が書かれていないから、歴史の研究において価値のない、取るに足らない史料と言っているのでしょうか。確かにこれらの史料には「史実」が書かれていませんが、本当にこれらの史料から読み解けることは、何も無いのでしょうか。ここで、みなさんが今まで聞いた、あるいはいつかしまった「嘘」を思い出してみてください。その「嘘」には何か目的はありませんでしたか。つくり話でその場の雰囲気をもたせたいとか、大袈裟に相手を褒めることで人間関係を円滑に進めたいなど、多くの場合、「嘘」をつくことで得られる効果が期待されていたはずですが。きっと偽文書を作成した人も、事実でないことを記録に残そうとした理由や目的があるのではないのでしょうか。『日本書紀』には、聖徳太子のおこなった政治の内容といった「史実らしいこと」も、聖徳太子が未来予知能力を持っていたといった「一般的にはありえなさそうなこと」も書かれていました。そうした「嘘」を通じて、『日本書紀』の作者あるいは作成を指示した当時の権力者の目的や意図、これらが当時の人々に受け入れられた背景や人々の歴史の捉え方などを考えることはできないのでしょうか。

歴史を深く学び、考えていくためには、単に史料に書かれた内容を読み取るだけではなく、⑨その史料が作成された背景や目的を分析していく必要があります。ただし、そのためには多くの前提知識が必要となりますし、そうした知識を身に付けるには長い時間もかかります。そこで、みなさんはまず、教科書に載っている史料の背景や目的を意識することから始めてみませんか。きっと、単なる知識の丸暗記や史料の字面だけを追う作業では見逃してしまう、歴史の奥深さにせまる一歩になるはずです。

問1. 下線部①に関連して、日本国憲法に書かれている事柄としてふさわしくないものを次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であること
- イ. 基本的人権は侵すことのできない永久の権利であること
- ウ. 核兵器の保有を禁止すること
- エ. すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をもつこと

問2. 下線部②に関連して、8世紀に天皇の地位にあった人物を次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 安徳天皇
- イ. 後白河天皇
- ウ. 聖武天皇
- エ. 天智天皇

問3. 下線部③に関連して、国民が政治に参加するための大切な権利として選挙権があります。国民が選挙権を行使できるようになる年齢を答えなさい。また、国民が衆議院議員選挙、参議院議員選挙に立候補できるようになる年齢をそれぞれ答えなさい。

問4. 下線部④に関連して、これらは紙で残されることが多かったです。現在の日本では、紙の原料であるパルプのうち、国産パルプの約4割が製材残材（木材を製材する過程で生じた木のくず）から生産されています。この製材残材は、ある発電方法の燃料としての利用も年々増加しています。この発電方法の名前を解答欄にあわせて答えなさい。

問5. 下線部⑤に関連して、嘘の情報にだまされないためには、テレビや新聞、インターネットを通じて得た情報のなかから必要な情報を自分で選び出し、内容の正しさを確認するとともに、その情報を活用する能力や技能を身につけることが重要だと言われています。こうした能力や技能のことを一般に何というのでしょうか。カタカナで答えなさい。

問6. 下線部⑥に関連して、参勤交代で藩主らが江戸へ向かう際に、必ず海上を通過することになる藩として正しいものを次のア～エからすべて選び、記号で答えなさい。

- ア. 薩摩藩
- イ. 加賀藩
- ウ. 会津藩
- エ. 土佐藩

問7. 下線部⑦に関連する以下の(1)・(2)に答えなさい。

(1) 世界では土地をめぐる争いが起きています。次の文中の空欄A・Bにあてはまる国名を答えなさい。

ロシアは2014年に（ A ）南部のクリム（クリミア）半島の併合を宣言したうえ、2022年に（ A ）の南部や東部への侵攻を開始した。

2023年、ハマスによる（ B ）への攻撃を受けて、（ B ）はパレスチナ自治区のガザに対する攻撃を開始した。

(その3)

- (2) 1973年から東京都によるごみの埋立てが始まった東京湾の中央防波堤埋立地は、どこの区の土地になるかをめぐって大田区と江東区が長年争い、2019年の東京地裁による判決（全体の20.7%を大田区、79.3%を江東区とする）で、ようやく境界が確定しました（《資料2》）。次の主張X・主張Yは、境界確定以前に主張されたものですが、それらはどちらの区の主張と考えられますか。《資料3》・《資料4》を参考に、最も適切な組み合わせを下のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

《資料2》中央防波堤埋立地における大田区と江東区の境界
著作権の関係上、非表示にしています。

《資料3》大田区と江東区に限った中央防波堤埋立地として埋め
立てられた海苔養殖数の割合（1962年）

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料4》明治時代初期の海岸線を起点として
描いた大田区と江東区との等距離線

著作権の関係上、非表示にしています。

主張X

「中央防波堤埋立地になった海域では、私たちの区の漁師が中心となって海苔の養殖を行っていた。」

主張Y

「両区の間線は、現在の海岸線からでなく、埋め立て前の江戸時代末期か明治時代初めの海岸線をもとに測るべきだ。」

	ア	イ	ウ	エ
主張X	大田区の主張	大田区の主張	江東区の主張	江東区の主張
主張Y	大田区の主張	江東区の主張	大田区の主張	江東区の主張

問8. 下線部⑧に関連して、近年、ある歴史学者が、滋賀県湖南市が文化財（文化的・歴史的に価値があると認められるものや事柄）に指定している《資料1》を「椿井文書」と呼ばれる偽文書の一つだと指摘する本を發表しました。それを受けて、湖南市が《資料1》の文化財指定の解除を検討したところ、同じ歴史学者が今度はこの湖南市の対応を批判しました。この歴史学者はなぜ湖南市の対応を批判したのでしょうか。この歴史学者が研究をする際に史料をどのように扱っているのか明らかにしつつ、本文と《資料5》～《資料8》から考えられることを180字以内で説明しなさい。なお、解答する際には「《資料1》」は「資料1」と表記してよい。

《資料5》資料1に関する説明文

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料6》資料1をめぐる年表

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料7》新書で資料1が偽文書と指摘されたあとの湖南市の意見

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料8》資料1を偽文書と指摘した歴史学者の意見

著作権の関係上、非表示にしています。

問9. 下線部⑨に関連して、1606年、対馬藩は徳川家康が発行したかのように偽造した国書（国家間で交わされる公的な外交文書）を作成し、この国書を求めてきた朝鮮へ差し出しました。対馬藩が国書を偽造しようと考え、これを実行するまでの動きを調べることで、当時の対馬藩が考えた内容や置かれた状況を推測できます。では、朝鮮側の要求に対し、対馬藩はどのように考えて国書の偽造に踏み切ったのでしょうか。《資料11》の下線部に注目したうえで、各資料の空欄（ C ）にあてはまる出来事、国書の偽造によって対馬藩が達成できることを明らかにしつつ、《資料9》～《資料11》をもとに推測できることを170字以内で説明しなさい。

《資料9》対馬に関する説明文

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料10》日朝関係に関する年表

著作権の関係上、非表示にしています。

《資料11》1606年に朝鮮が対馬藩に示した日朝関係修復のための条件

著作権の関係上、非表示にしています。

